

宍粟市議会訓令第1号

宍粟市予算決算常任委員会運営要綱の一部改正をここに定める。

令和7年7月24日

宍粟市議会議長 浅田雅昭

宍粟市予算決算常任委員会運営要綱の一部を改正する要綱

宍粟市予算決算常任委員会運営要綱の一部を改正する要綱（平成26年宍粟市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(小委員会及び分科会の設置等)</p> <p>第2条 予算決算常任委員会に会議規則第103条の規定による<u>小委員会及び分科会</u>を置くものとする。</p> <p>2 前項の<u>小委員会</u>は、次の各号によるものとし、それぞれ当該各号に掲げる所管に関連する事項を担当させるものとする。</p> <p>(1) <u>予算委員会</u> 一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算に関する審査</p> <p>(2) <u>決算委員会</u> 一般会計、特別会計及び企業会計の決算に関する審査</p> <p>3 第1項の分科会は次の各号によるものとし、それぞれ当該各号に掲げる所管に関連する事項を担当させるものとする。</p> <p>(1) <u>総務文教分科会</u> 総務文教常任委員会が所管する部局の補正予算に関する審査</p> <p>(2) <u>民生生活分科会</u> 民生生活常任委員会が所管する部局の補正予算に関する審査</p> <p>(3) <u>産業建設分科会</u> 産業建設常任委員会が所管する部局の補正予算に関する審査</p>	<p>(分科会の設置等)</p> <p>第2条 予算決算常任委員会に会議規則第103条の規定による<u>分科会</u>を置くものとする。</p> <p>[削除]</p> <p>2 前項の分科会は次の各号によるものとし、それぞれ当該各号に掲げる所管に関連する事項を担当させるものとする。</p> <p>(1) <u>総務経済分科会</u> 総務経済常任委員会が所管する部局の当初予算、決算及び補正予算に関する審査</p> <p>(2) <u>文教民生分科会</u> 民生生活常任委員会が所管する部局の当初予算、決算及び補正予算に関する審査</p> <p>[削除]</p>

改 正 前	改 正 後
する審査	
<u>4 第2項に規定する小委員会の委員の選任は、予算決算常任委員会の委員長の指名によるものとする。</u>	[削除]
<u>5 [略]</u>	<u>3 [略]</u>
<u>6 小委員会及び分科会に委員長及び副委員長を置く。なお、小委員会の委員長及び副委員長は当該小委員会の互選によるものとし、分科会の委員長及び副委員長は、それぞれ当該分科会に対応する部門別常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。</u>	<u>4 分科会に委員長及び副委員長を置く。なお、分科会の委員長及び副委員長は、それぞれ当該分科会に対応する部門別常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。</u>
<u>7 小委員会及び分科会（以下「分科会等」という。）は、当該分科会等の委員長が招集する。</u>	<u>5 分科会は、当該分科会の委員長が招集する。</u>
<u>8 分科会等の委員長は、分科会等の議事を整理し、秩序を保持する。</u>	<u>6 分科会の委員長は、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。</u>
<u>9 分科会等の委員長は、予算決算常任委員会（以下「全体会」という。）において分科会等の主な質疑及び意見を報告する。</u>	<u>7 分科会の委員長は、予算決算常任委員会（以下「全体会」という。）において分科会の主な質疑及び意見を報告する。</u>
<u>10 分科会等は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</u>	<u>8 分科会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</u>
<u>11 分科会等は、全体会が付託を受けた議案のうち、その担当に属する部分を分担して審査又は調査するものとする。</u>	<u>9 分科会は、全体会が付託を受けた議案のうち、その担当に属する部分を分担して審査又は調査するものとする。</u>
<u>12 [略]</u>	<u>10 [略]</u>
<u>13 分科会等の委員長は、全体会に当該分科会等の審査の結果と経過を報告するため、当該分科会等において付託議案の賛否を問うことができるものとする。ただし、当該賛否の結果は、全体会の討議及び採決に影響を及ぼすものではない。</u>	<u>11 分科会の委員長は、全体会に当該分科会の審査の結果と経過を報告するため、当該分科会において付託議案の賛否を問うことができるものとする。ただし、当該賛否の結果は、全体会の討議及び採決に影響を及ぼすものではない。</u>
<u>14 分科会等の会議は公開する。ただし、分科会等の決定により秘密会を開くことができる。</u>	<u>12 分科会の会議は公開する。ただし、分科会の決定により秘密会を開くことができる。</u>
<u>15 その他、分科会等の運営については、委員会条例及び会議規則の規定を準用</u>	<u>13 その他、分科会の運営については、委員会条例及び会議規則の規定を準用</u>

改 正 前	改 正 後
<p>用するものとする。 (関連議案等の範囲)</p> <p>第3条 全体会に付託される議案の範囲は次に掲げる議案とする。</p> <p>(1) 予算又は決算と関連し、<u>かつ複数の分科会</u>に関連するもの</p> <p>(2)・(3) [略] (審査及び調査)</p> <p>第4条 全体会に付託された議案の審査の方法は、<u>次による</u>ものとする。</p> <p>(1) <u>当初予算議案及び決算議案は、第2条第2項に規定する小委員会において詳細審査し、審査が終わったときは、その結果と経過を全体会で報告する</u>ものとする。</p> <p>(2) <u>補正予算議案は、第2条第3項に規定する分科会において詳細審査し、審査が終わったときは、その結果と経過を全体会で報告する</u>ものとする。</p> <p>[2・3 略] (予算質疑及び決算質疑)</p> <p>第5条 予算議案及び決算議案に関する質疑は、<u>複数の分科会</u>に関連する内容あるいは政策的判断を求める内容に限り、本会議において行うものとする。この場合において、質疑をしようとする議員は、発言の件名及び要旨をあらかじめ通告するものとする。 (分科会等の委員長報告に対する質疑)</p> <p>第6条 全体会での<u>分科会等</u>の委員長報告に対する質疑は、<u>分科会等</u>の委員長報告がすべて終了した後に行うものとする。</p>	<p>用するものとする。 (関連議案等の範囲)</p> <p>第3条 全体会に付託される議案の範囲は次に掲げる議案とする。</p> <p>(1) 予算又は決算と関連し、<u>かつ、第2条第2項各号に掲げる分科会のい</u> <u>ずれにも関連する</u>もの</p> <p>(2)・(3) [略] (審査及び調査)</p> <p>第4条 全体会に付託された議案の審査の方法は、<u>分科会において詳細審査し、審査が終わったときは、その結果と経過を全体会で報告する</u>ものとする。 [削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[2・3 略] (予算質疑及び決算質疑)</p> <p>第5条 予算議案及び決算議案に関する質疑は、<u>第2条第2項各号に規定する</u> <u>いずれの分科会にも関連する</u>内容あるいは政策的判断を求める内容に限り、本会議において行うものとする。この場合において、質疑をしようとする議員は、発言の件名及び要旨をあらかじめ通告するものとする。 (分科会の委員長報告に対する質疑)</p> <p>第6条 全体会での<u>分科会</u>の委員長報告に対する質疑は、<u>分科会</u>の委員長報告がすべて終了した後に行うものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
(自由討議) 第7条 前条の <u>分科会</u> 等の委員長報告に対する質疑の後、委員相互の自由討議により十分に議論を尽くして合意形成に努めるものとする。	(自由討議) 第7条 前条の <u>分科会</u> の委員長報告に対する質疑の後、委員相互の自由討議により十分に議論を尽くして合意形成に努めるものとする。
(開会場所) 第9条 全体会及び <u>小委員会</u> は、本会議場で開会するものとする。	(開会場所) 第9条 全体会及び <u>予算審査及び決算審査における分科会</u> は、本会議場で開会するものとする。
2 <u>分科会</u> は、会議室で開会するものとする。	2 <u>補正予算審査における分科会</u> は、会議室で開会するものとする。
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。	

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。